

通所介護 重要事項説明書

< 令和 8年 1月 1日 現在 >

1 事業者（法人）の概要

| | |
|------|--------------|
| 運営法人 | 社会福祉法人常磐福祉会 |
| 代表者 | 理事長 小田 篤 |
| 所在地 | 比企郡吉見町田甲789 |
| 電話番号 | 0493-54-2221 |

2 サービス事業所の概要

| | |
|------------------|--|
| 施設名 | 常磐苑デイサービスセンター 介護保険指定番号 1173200724 |
| 管理者 | 施設長 利根川 博美 |
| 所在地 | 比企郡吉見町北吉見350 |
| 電話番号 | 0493-53-2333 |
| 定員 | 30名 |
| 主な提供サービス | ・食事 ・入浴 ・排泄援助 ・健康管理 ・機能訓練など |
| 通常の事業実施区域 | 吉見町・東松山市・川島町 |
| 主な職員配置 (常勤換算) | 施設長1名、副施設長1名、生活相談員2名 介護職員7名、看護職員4名、管理栄養士1名、機能訓練指導員4名、医師1名(非常勤)、事務職員1名、運転手5名 |
| 協力医療機関 | シャローム病院 東松山市松山 1496 健友会 口腔ケアセンター(歯科) 川越市小ヶ谷 72-1 |

3 設備の概要

| | | | |
|----------|-----------------|-----|----|
| 定員 | 30名 | 静養室 | 室 |
| 食堂・機能訓練室 | 1室 | 相談室 | 1室 |
| 浴室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 | 送迎車 | 4台 |

4 サービス時間

| | |
|-----|--------------|
| 月～日 | 8時30分～17時30分 |
| 祭日 | 8時30分～17時30分 |

緊急連絡先 0493-53-2333

5 設備の概要

| | | | |
|----------|-----------------|-----|----|
| 定員 | 30名 | 静養室 | 室 |
| 食堂・機能訓練室 | 1室 | 相談室 | 1室 |
| 浴室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 | 送迎車 | 4台 |

6 サービス時間

| | |
|-----|--------------|
| 月～日 | 8時30分～17時30分 |
| 祭日 | 8時30分～17時30分 |

緊急連絡先 0493-53-2333

7 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

8 料金

・地域区分 吉見町 7級地 1単位 10.14円

(1) 利用料金

①通所介護利用料

通常規模型 通所介護費（所要時間4時間以上5時間未満の場合） ※1日当たり

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 388単位(1割) | 444単位(1割) | 502単位(1割) | 560単位(1割) | 617単位(1割) |
| 776単位(2割) | 888単位(2割) | 1,004単位(2割) | 1,120単位(2割) | 1,234単位(2割) |
| 1,164単位(3割) | 1,332単位(3割) | 1,506単位(3割) | 1,680単位(3割) | 1,851単位(3割) |

通常規模型 通所介護費（所要時間5時間以上6時間未満の場合） ※1日当たり

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 570単位(1割) | 673単位(1割) | 777単位(1割) | 880単位(1割) | 984単位(1割) |
| 1,140単位(2割) | 1,346単位(2割) | 1,554単位(2割) | 1,760単位(2割) | 1,968単位(2割) |
| 1,710単位(3割) | 2,019単位(3割) | 2,331単位(3割) | 2,640単位(3割) | 2,952単位(3割) |

通常規模型 通所介護費（所要時間6時間以上7時間未満の場合） ※1日当たり

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 584単位(1割) | 689単位(1割) | 796単位(1割) | 901単位(1割) | 1,008単位(1割) |
| 1,168単位(2割) | 1,378単位(2割) | 1,592単位(2割) | 1,802単位(2割) | 2,016単位(2割) |
| 1,752単位(3割) | 2,067単位(3割) | 2,388単位(3割) | 2,703単位(3割) | 3,024単位(3割) |

| | |
|--------------------|------------|
| ① 延長加算 | 1日当たり 50単位 |
| ② 入浴介助加算（Ⅰ） | 1日当たり 40単位 |
| ③ 入浴介助加算（Ⅱ）（対象者のみ） | 1日当たり 55単位 |
| ④ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | 1日当たり 56単位 |
| ⑤ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 1日当たり 76単位 |

| | |
|----------------------|------------------------------------|
| ⑥ 個別機能訓練加算 (Ⅱ) | 1 月当たり 20 単位 |
| ⑦ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) | 利用開始時及び利用中 6 カ月ごとに 20 単位 |
| ⑧ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) | 利用開始時及び利用中 6 カ月ごとに 5 単位 |
| ⑨ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) | 月 2 回 150 単位 3 ヶ月間以内算定 |
| ⑩ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) | 月 2 回 160 単位 3 ヶ月間以内算定 |
| ⑪ 栄養改善加算 | 月 2 回 200 単位 3 ヶ月間以内算定 |
| ⑫ 栄養アセスメント加算 | 1 月当たり 50 単位 |
| ⑬ ADL 維持等加算 (Ⅰ) | 1 月当たり 30 単位 |
| ⑭ ADL 維持等加算 (Ⅱ) | 1 月当たり 60 単位 |
| ⑮ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) | 月 1 回 100 単位 3 ヶ月ごとに算定 |
| ⑯ 科学的介護推進体制加算 | 1 月当たり 40 単位 |
| ⑰ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) | 1 日当たり 18 単位 |
| ⑱ 送迎減算 | 片道につき -47 単位 |
| ⑲ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) | 所定単位数×9.2% |
| ⑳ 中重度者ケア体制加算 | 1 日当たり 45 単位 |
| ㉑ 食費 | 1 食 昼食 700 円 おやつ 110 円 夕食 440 円 |
| ㉒ 教養娯楽費 | 1 日当たり 100 円 |
| ㉓ 日用品費 | 1 日当たり 100 円 |

※その他おむつ代・各種 1 枚 100 円は自己負担となります。

- ・ 当事業所の事業実施区域は吉見町・東松山市・川島町です。事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合には、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記料金を自己負担していただきます。

実施区域から片道概ね 10km 未満 600 円

実施区域から片道概ね 10km 以上 800 円

※ やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と事由についてご説明します。

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| | |
|--------------------------------|--------------|
| ①ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ②ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合 | 利用者実費負担の 10% |
| ③ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合 | 利用者実費負担の 20% |

(3) 支払方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）の認定、若しくは基本チェックリストの内容が事業対象基準に非該当と判定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④ その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

10 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しており、責任者は管理者としています。

施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

1.1 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

1.2 業務継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しています。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しています。

1.4（身体拘束について）

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについては、身体拘束等の適正化のための指針に基づいて行います。

1.5 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

1.6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

1.7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

| |
|--|
| 保険会社名：社会福祉法人全国社会福祉協議会 (引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 保 険 名：社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」 |
|--|

18 サービス提供に関する相談、苦情

苦情処理の体制 苦情相談窓口

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

事業所お客様相談・苦情担当

担当者 ・・・・主任生活相談員 栗原 寿昌
生活相談員 原口 慧斗
責任者 ・・・・施設長 利根川 博美
電話・・・・・・0493-53-2333

社会福祉法人常磐福祉会 苦情解決第三者委員

第三者委員 北村 良雄 電話 0493-54-0607
第三者委員 小貝 健三 電話 0493-53-2218

市町村

・吉見町役場 長寿福祉課 介護保険係
比企郡吉見町大字下細谷 411 電話 0493 - 63 - 5013 (直通)

・東松山市役所 健康福祉部 高齢介護課
東松山市松葉町 1 - 1 - 58 電話 0493 - 21 - 1406 (直通)

・川島町役場 健康福祉課 福祉グループ
川島町 大字下八ツ林 870 番地 1 電話 049 - 299 - 1756 (直通)

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

19 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無